

提出書類チェックリスト一部改定概要

1. 島根県公共工事共通仕様書の改定（令和4年4月1日施行）に伴う改定
 - ①共通仕様書の条文の移動による「根拠法令、文書等」欄の改定

2. 書類の削減（簡素化）（令和4年4月1日施行）の内容を反映
 - ①請負代金内訳書を請負代金内訳書の提出省略届に改定
 - ②工事完成通知書等の添付写真の枚数（1、2枚程度）を記載
 - ③工事測量結果が設計図書との差がない場合は資料の提出不要であることを記載
 - ④2,000万円未満の災害復旧は出来形管理図表省略可を記載
 - ⑤取得補償立木伐採にかかる資料のうち、立木数量一覧表を削除し、有価物として売却した場合は伝票の写しを提出することを追加
 - ⑥工事材料持出承認願の様式を削除（工事打合簿による）
 - ⑦建設機械の貸与の実績がないため貸与品借用書を廃止（除雪機械については契約書に明記）
 - ⑧支給品精算書を廃止（支給品受領書に一本化）
 - ⑨工事看板等について、木材利用状況書を削除し、道路工事等保安施設記録簿を利用

3. その他
 - ①建設リサイクル法に係る手引きの改定（R3.4）による「根拠法令、文書等」欄の改定
 - ②全ての下請について提出が必要であった施工体制台帳等の記載を建設業法で規定される者と警備会社のみで改定
 - ③様式における押印省略を記載